

2024年度
まちづくり助成金



市民団体などの自主的なまちづくりの活動に対して、助成金を交付します。

《対象団体》

- 構成員が5人以上で、安芸高田市在住の方が含まれる、または所在地が本市にある団体

《審査対象の活動》 ※下記のいずれかの活動

- 市が抱える課題の解決や魅力向上、人材育成につながる活動
- 市に広く利益をもたらすことができる活動

活動の例

- 高校生の放課後に学びの場を提供
- 空き家、空き店舗をみんなで改修してシェアスペース、集いの場づくり
- 地域の名所でマルシェ、屋台の開催
- 自然の中で子育て活動を企画運営
- 景観整備と新たなビジネスを実施
- 高齢者の困り事を若者の力で解決
- 既存のイベントで新たな取り組みを実施する手伝い
- 地場産品や伝統芸能などを応援する新たな取り組みを企画・実施

《申請方法》

政策企画課地方創生推進係に設置している申請書類を提出

※市ホームページからダウンロードできます。

《申込受付期間》

4月22日(月)～6月7日(金)17:00 ※必着

《助成金額》

	スタートアップ部門	レベルアップ部門
支援目的	新たな活動を起こそうとする団体を支援	まちづくり活動を行ってきた団体の発展を支援
交付回数上限	1回	3回
助成金額上限 (助成率:10/10)	70万円	10万円

《助成対象活動期間》

交付決定後～2025年3月31日(月)

■審査会(6月開催予定)

各申請団体が企画内容を発表し、その内容を「安芸高田市まちづくり助成金運営委員会」が審査します。この審査結果を受けて、市が助成金を交付します。

政策企画課 地方創生推進係
☎お太助フォン 42-5612 42-4376

軽自動車税(種別割)
減免申請を受け付けます



障害のある方が使用する軽自動車、原動機付自転車などは軽自動車税(種別割)が減免される場合があります(昨年度減免を受けた方には納税通知書発送時に申請書を同封します)。

《対象者》

- 4月1日時点で、身体障害者手帳などを所持している方 ※認定の等級や障害の部位によっては、減免の対象にならない場合があります。

《対象車両》

- 障害者本人が所有し、下記のいずれかに該当する車両
- 障害者本人が運転する軽自動車など
- 障害者と生計を一にする方が、その障害者のために運転する軽自動車など
(障害者の年齢が18歳未満、または障害の状態が重い方の場合は、生計を一にする方の所有でも可)
- 障害者のみの世帯で、障害者を常時介護する方がその障害者のために運転する軽自動車など

※減免できる車両は、障害者1人につき1台です。

※普通自動車で減免を受ける場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることはできません。

※減免を受けた場合で、お太助タクシーチケットの交付を受ける方は、交付枚数が半分にになります。

《申請時必要書類》

- 軽自動車税(種別割)納税通知書
 - 減免申請書
(用紙は税務課、または各支所窓口係にあります)
 - 手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳など)
 - 車検証
(車検証がない車種の場合は標識交付証明書)
 - 運転する方の運転免許証
 - 納税義務者のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードまたは個人番号記載の住民票の写し)
- ※納税義務者以外の方が申請する場合は別途書類(本人確認書類など)が必要です。

《受付期間》

5月10日(金)～24日(金)

※昨年度減免を受けた方も、改めて今年度の申請が必要です。

《申請窓口》 税務課市民税係、または各支所窓口係

税務課 市民税係
☎お太助フォン 42-5614 42-2130

10月1日(火)
から

一部の公共施設の使用料が変わります

市は受益者負担の原則に基づき、公共施設の使用料を段階的に見直しています。3月議会で「公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例」が可決されました。

改正内容

現在の1.5倍を上限に使用料を改正します。条例に規定する使用料は、現在の内税方式から外税方式に変更します。



使用料見直しの考え方
広報「あきたかた」
2023年12月号

料金改正施設



基幹集会所

財産管理課 管理・営繕係
☎お太助フォン 42-5613



学校施設

教育総務課 学校施設係
☎お太助フォン 42-0049



社会体育施設

生涯学習課 文化・スポーツ係
☎お太助フォン 42-0054

区分ごとの改正料金

※市民の使用料

●会議室、教室など

[1時間当たり]

利用区分	現在(税込)	改正後(税抜)	
30㎡以下	300円	400円	
30㎡を超え100㎡以下	700円	940円	
100㎡を超え200㎡以下	1,200円	1,620円	
200㎡を超え1,000㎡以下	2,000円	2,720円	
1,000㎡を超える	4,000円	5,440円	
営利	吉田運動公園	5,000円	6,810円
	基幹集会所	2倍の額	2倍の額

●グラウンド

[1時間当たり]

利用区分	現在(税込)	改正後(税抜)	
10,000㎡以下	施設	150円	200円
	照明	500円	680円
10,000㎡を超える	施設	250円	340円
	照明	1,000円	1,360円
営利	吉田運動公園 施設	10,000円	13,630円

●体育館(吉田運動公園)

[1時間当たり]

利用区分	現在(税込)	改正後(税抜)	
1/4面	施設	150円	200円
	照明	200円	270円
1/2面	施設	300円	400円
	照明	300円	400円
全面	施設	500円	680円
	照明	500円	680円
営利	施設	30,000円	40,900円

●体育館(吉田運動公園以外)

[1時間当たり]

利用区分	現在(税込)	改正後(税抜)	
1/4面	施設	100円	130円
	照明	200円	270円
1/2面	施設	150円	200円
	照明	300円	400円
全面	施設	300円	400円
	照明	500円	680円
営利	旧小学校体育館 B&G海洋センター 施設	30,000円	40,900円



7月1日(月)から使用料が変わる施設は広報「あきたかた」2024年3月号内の記事「一部の公共施設の使用料が変わります」に掲載しています。

財政課 財政係 ☎お太助フォン 42-5623